

シンボルロードにおける防犯対策について

1. 現行の整備基本計画における防犯の考え方（下線：シンボルロード該当部分）

（1）基本的な考え方

- ・これまで長い年月囲まれて入れなかった基地跡地を、市民が有効に活用できるように、立ち入り制限エリアの他は、夜間を含めて公園は閉鎖しないこととします。

①防犯の考え方

- ・公園内のメイン通路から、公園内部に視線が届きやすいようにします。
- ・市内の公園と同等の巡回警備を行う予定です。
- ・市民による防犯パトロールなどを検討します。
- ・モリゾーンは公園中央部に配置します。生態系への影響や防犯への配慮により、柵で囲い利用を制限します。

②照明の考え方

- ・主な歩行者動線は、平均照度1ルクス（JIS規格）程度とします。
- ・クサゾーンにおいても、夜間の安全性を確保するため、平均照度1ルクス程度の照明を設置します。

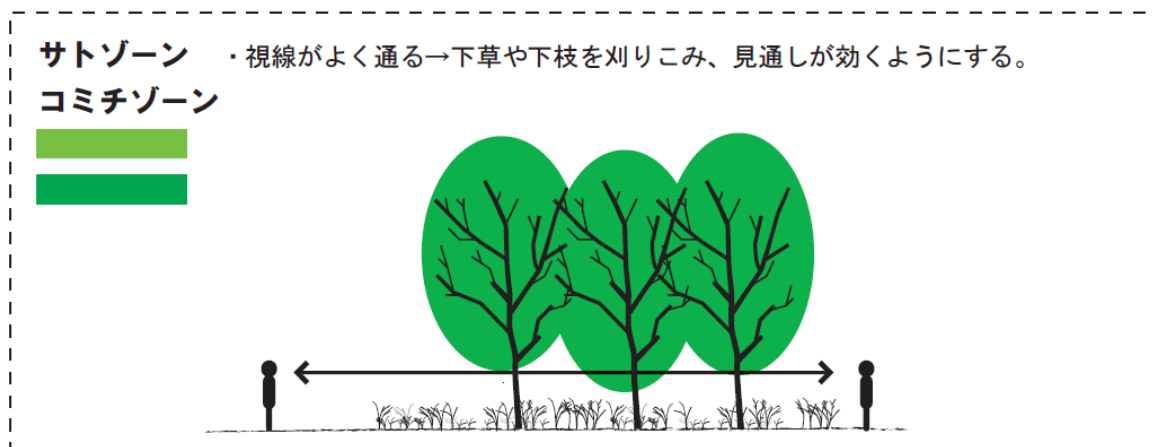
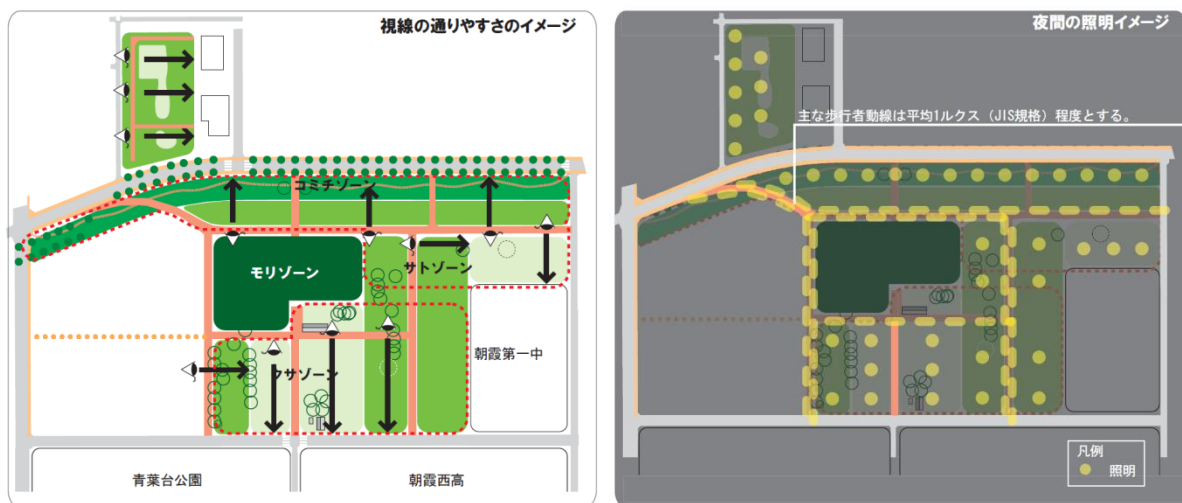


図 現行計画の防犯対策の考え方

2. 防犯対策に関する各種指針・ガイドライン等

(1) 見通し

	道路	公園
安全・安心まちづくり推進要綱（警察庁）	<ul style="list-style-type: none"> 道路における植栽／公園の周囲における植栽について、計画の段階より、通行人や周辺住民からの見通しに配慮して、配置や樹種の選定にあたる 視線の高さよりも上に樹冠のある高木や視線よりも低い樹種を選定することや、視線を連続して遮らない配置等を考慮 生長に伴い、枝葉が繁茂して、見通しを悪くする可能性があるため、適時に点検するとともに、必要に応じて剪定等の樹木管理を行う 	
犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針（埼玉県）	<ul style="list-style-type: none"> 植栽の剪定や見通しを妨げない工作物の配置等による周囲からの見通しの確保 	<ul style="list-style-type: none"> 植栽の適正な配置や剪定等による周囲からの見通しの確保
防犯に配慮したまちづくりガイド（埼玉県）	<ul style="list-style-type: none"> ● 植栽の配置・剪定《自治体》 街路樹は、夜間、通行車両のヘッドライトによる光線を遮らないよう、植樹する位置、間隔、繁茂の程度に配慮する。 車道からの視線を遮断しすぎないよう、生垣・樹冠の高さの組み合わせを調整する。 	<p>《配置》</p> <ul style="list-style-type: none"> 樹冠の高い樹種にする。 繁茂や枝振りにより視線を遮らないよう配置する。 生垣は生垣の背後に人がいることが確認できる幅にする。 <p>《管理》 抜粋</p> <ul style="list-style-type: none"> 生垣・低木の樹冠を大抵の人が反対側を見通せる高さ(120cm程度)に剪定する。 大人の視線が確保される高さ(200cm程度)まで下枝を刈り込む。

(2) 照明（照度）

	道路	公園
通路、広場及び公園の照明設計基準（JIS Z9110-2010）	<p>通路・広場及び公園 歩行者交通（屋外・少ない） 維持照度* 5ルクス</p>	
歩行者に対する道路照明の基準（JIS Z9111-1988）	<p>夜間の歩行者交通量の少ない道路（住宅地域） 水平面平均照度 3 ルクス 鉛直面最小照度（H=1.5m） 0.5 ルクス</p>	
防犯灯の照度基準（SES E1901-1） （社）日本防犯設備協会	<p>クラス B 4m 先の人の顔の向きや挙動姿勢などがわかる 水平面照度 3 ルクス（平均値） 鉛直面照度 0.5 ルクス（最小値）</p>	
安全・安心まちづくり推進要綱（警察庁）	<p>平均水平面照度（地面又は床面における平均照度） <u>おおむね 3 ルクス以上</u> ※「人の行動を視認できる」ため、4 m先の人の挙動、姿勢等が識別できることを前提としたときに必要な照度</p>	
犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針（埼玉県）	<p>平均水平面照度概ね 3 ルクス以上</p>	

*維持照度：ある面の平均照度を、使用期間中に下回らないように維持すべき値。

3. 朝霞警察署へのヒアリング結果

シンボルロードの防犯対策及び交通安全対策について、平成28年12月26日に朝霞警察署へのヒアリングを行い、以下の意見をいただいた。

(いただいたご意見のポイント)

- ①防犯対策・・・見通しの確保、防犯カメラの設置、夜間照明の設置
- ②交通安全対策・・・自転車通行帯と歩行空間の物理的分離

(1) 防犯関係

- ・青葉台公園と朝霞の森で挟まれる道路上に下半身を露出する人が現れる。
- ・青葉台公園でも、不審者がたびたび現れている。
- ・朝霞の森と税務署の間の道路では、引ったくりの事件がおきている。
- ・この周辺では犯罪の件数が多い。
- ・こういったことから、シンボルロードなどで開放する場所が人の目線が届かない場所ができると犯罪が発生してしまう。見通しをよくしてほしい。
- ・防犯、捜査のため、防犯カメラを適正台数設置していただきたい。
- ・市役所やハローワークなどとカメラのシステムの共有が図れると良い。
- ・イベントなど人が集まる場所では、犯罪がおきやすい傾向がある。
- ・犯罪を防ぐために夜間照明は必要。

(2) 交通関係

- ・自転車通行帯と歩行空間は、物理的に分離し、自転車が歩行空間に入らないような対策をしてほしい。(例えば、自転車通行帯と歩行空間の間に縁石、フェンス、ガードレールなどの設置をする)
- ・自転車通行帯の幅を広く整備すると通行する自転車の速度が速くなる。
- ・自転車通行帯があれば自転車の通行は双方向が良い。

(3) その他

- ・広場前の道路を広場と一体利用することは道路占用許可の手続きで可能。
- ・委員会などにも要請があれば参加したいと考えている。

4. シンボルロードにおける防犯・交通安全の考え方（案）

（1）防犯に関する基本的な考え方

- ・シンボルロードを市民が安全に安心して利用できるよう、夜間閉鎖も含めて検討します。
- ・暫定供用段階では、東園路を境界として、基地跡地公園側への立ち入りを制限します。

①防犯の考え方

- ・公園通りと東園路の間に視線が届きやすいようにします。そのために、視線を遮る中木を除去し、低木・下草を大抵の人が反対側を見通せる高さ（120cm 以下）に維持します。また、大人の視線が確保される高さ（200cm 程度）まで下枝を刈り込みます。
- ・中央広場付近に防犯カメラを設置します。
- ・市内の公園と同等の巡回警備を行う予定です。
- ・市民による防犯パトロールなどを検討します。

②照明の考え方

- ・主な歩行者動線、広場は、平均水平面照度概ね 3 ルクス以上を確保します
- ・歩行者・自転車通行帯については、公園通りの既存の街路灯による照明を用品います。
- ・東園路については、中位置～低位置の照明灯により必要な照度を確保します。



図 防犯の考え方

(2) 交通安全に関する基本的な考え方

- ・自転車通行帯と歩行空間は、縁石、走行位置の明示等により物理的、視覚的に分離します。

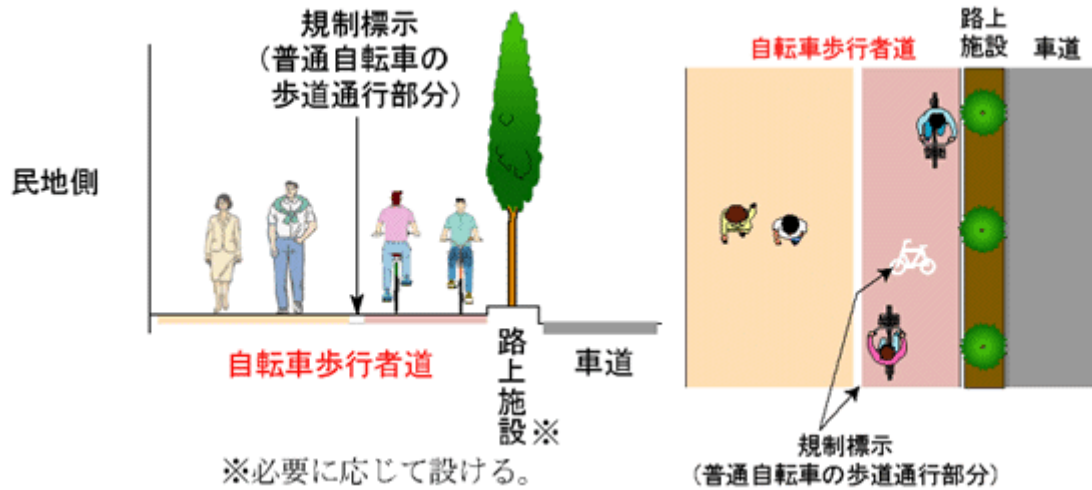


図 走行位置の明示による視覚的な分離

(出典：国土交通省HP)